# 平成 25 年度福岡県包括外部監査報告書(概要版)

福岡県包括外部監査人 福岡 典昭

平成25年度の包括外部監査を終了いたしましたので、その概要をご報告いたします。

## 1. 選定したテーマと監査対象

**監査テーマ** 行政財産(公用財産)に関する事務の執行並びに福岡県企業局の財務に関する事務の 執行及び経営に係る事業の管理について

### 選定理由

#### (1) 行政財産(公用財産)に関する事務の執行について

地方自治体においては、厳しい財政状況のもと、歳出削減や歳入確保というフロー面の取組が進められている。しかしながら、一方で人口減少や少子高齢化に伴う需要と供給の質的・量的な乖離の拡大、高度経済成長期に整備された公共施設等の更新時期の到来などを契機に、住民ニーズに対応すべく、所有する財産を再点検し有効活用するストック面の取組も求められている。

中でも、多くの県において、職員数の減少及び市町村合併の進展等により、各地域における出先機関の組織や施設の再編等見直しが行われている。

行政財産のうち庁舎施設等の公用財産は、県職員の執務場所としての性格をもつほか、県民サービスの窓口として、また、災害発生等の緊急時には活動の拠点となるなど財産の適切な維持管理が求められる。

一方、県が所有する財産という観点からは、その効果的かつ効率的な活用が求められる。

このような状況を踏まえ、行政財産(公用財産)に関する事務の執行について、関係法令等に準拠して遂行されているか、有効性や効率性等の観点から適切な運営が行なわれているか等を検討することが必要であると考え、テーマとすることが相当であると判断した。

### (2) 福岡県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

福岡県企業局では、産業経済の振興と公共の福祉の増進を図るため、地方公営企業法に基づき、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の3事業が経営されている。

事業規模は、平成23年度決算で総資産392億円(電気事業41億円、工業用水道事業305億円、工業用地造成事業46億円)、収入金額50億円(電気事業5億円、工業用水道事業16億円、工業用地造成事業28億円)であり、財産的規模が大きい。

また、各事業の経営が開始されてから、各事業を取り巻く環境も大きく変化しており、中でも、電気事業については、近年、東日本大震災以降再生エネルギーへの期待の高まりや地球温暖化対策に呼応した環境・エネルギーへの関心の高まりなどが見受けられる。

さらに、平成24年には、地方公営企業会計制度が大幅に改正され、地方公営企業の経営に大きな変革をもたらすものと考えられているところである。

このような状況を踏まえ、福岡県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係法令等に準拠して遂行されているか、有効性や効率性等の観点から適切な経営が行なわれているか等を検討することが必要であると考え、テーマとすることが相当であると判断した。

#### 監査の方法 (1) 行政財産(公用財産)に関する事務の執行について

### ア. 監査の対象

県における行政財産のうち公用財産を監査対象とした。

公用財産のうち、現地調査の対象とした施設は、出先機関のうち福岡市内に所 在する総合庁舎等を基準として4つの庁舎を選定した。

#### イ. 監査の視点

行政財産(公用財産)について、次の視点により監査を実施した。

- ・行政財産(公用財産)の管理運営に関する事務が、法令及び条例等に従い、適 切に行われているか。
- ・行政財産(公用財産)の管理運営が経済性・効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

#### (2) 福岡県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

#### ア. 監査の対象

県企業局が経営する公営企業(電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業)を監査対象とした。

### イ. 監査の視点

県企業局が経営する公営企業について、次の視点により監査を実施した。

- ・公営企業に関する財務事務が法令及び条例等に従い、適正に行われているか。
- ・現在の経済状況等を踏まえ、公営企業の業務内容が県民ニーズにあっているか。
- ・県の全体最適の視点から、有効な手段及び内容となっているか。
- ・事務の執行は効率的に実施されているか。
- ・過去に実施された行政監査等の結果に係る措置等が適切に実施されているか。

監査対象期間 | 原則として平成24年度(平成25年度及び平成23年度以前の過年度も含む)

### 2. 監査実施者

	-
包括外部監査人	公認会計士 福岡 典昭
包括外部監査人補助者	公認会計士4名、公認会計士試験合格者1名
	行政実務経験者1名、コンサルタント1名

### 3. 報告書の構成

I 監査の概要 (テーマ、対象、方法、実施者等)	1ページ~ 4ページ
Ⅱ 行政財産(公用財産)に関する事務の執行について	
第1 監査対象の概要	5ページ~ 30ページ
第2 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	
1. 監査の視点、2. 監査の手続	31ページ~ 31ページ
3. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	32ページ~ 32ページ
4. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	33 ページ~ 84 ページ
Ⅲ 福岡県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	
第1 監査対象の概要	85ページ~110ページ
第2 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	
1. 監査の視点、2. 監査の手続	111ページ~113ページ
3. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	114ページ~114ページ
4. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	115 ページ~146 ページ

# 4. 報告書の要約

- I 監査の概要(省略)
- Ⅱ 行政財産(公用財産)に関する事務の執行について

### 第1 監査対象の概要

1. 福岡県の状況(省略)

### 2. 公有財産の概要

### (1)公有財産の範囲及び分類

公有財産の範囲及び分類は、地方自治法に規定されており、行政財産と普通財産に分類され、行政財産は、さらに公用財産と公共用財産に分類される。それぞれの性質及び主な事例は次のとおりである。

公有財産の分類		性質	主な事例	
行政財産 公用財産		事務又は事業を執行するため、県が直接使用することを本来の目的とするもの	庁舎、議事堂、研究所、漁 業取締船等	
	公共用 財産	住民の一般的共同利用に供することをその本来の 目的とし、住民の福祉を増進する目的をもって、住 民の利用に供するための施設	病院、学校、ホール、道路、港湾等	
普通財産		行政財産(普通地方公共団体において公用又は公共 用に供し、又は供することと決定した財産)以外の 一切の公有財産	庁舎及び学校等の跡地、売 却予定地等	

### (2)公有財産の管理及び処分に関する規定(省略)

## 3. 福岡県における公有財産の概要

## (1) 福岡県における公有財産の概要

県における平成24年度末現在の公有財産の状況は次のとおりであり、行政財産が土地面積及び評価額並びに建物の延床面積及び評価額が公有財産全体の90%以上を占めている。

### 【県における公有財産の状況(平成24年度末現在)】

区八	土	地	建物			
区分	面積(ha)	評価額(百万円)	延床面積(ha)	評価額(百万円)		
行政財産	2, 146	205, 579	502	562, 155		
1] 政則座	93. 9%	91. 9%	94.9%	96.1%		
うち公用財産	397	37, 961	70	97, 234		
プラ公用別座	17. 4%	17.0%	13. 2%	16.6%		
普通財産	139	18, 092	27	22, 716		
百週別准	6.1%	8.1%	5.1%	3.9%		
<b>∆</b> =⊥	2, 285	223, 671	529	584, 871		
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		

平成24年度末現在の公用財産の状況は次のとおりであり、公用財産を本庁舎(行政棟、議会棟及び警察棟)、警察施設及びその他の施設に区分している。今回、監査対象からは本庁舎のうち議会棟及び警察棟並びに警察施設を除いている。

### 【公用財産の状況 (平成24年度末現在)】

교사	土	地	建物		
区分	面積(ha)	評価額(百万円)	面積(ha)	評価額(百万円)	
本庁舎(行政棟、議会棟及	8	5, 346	17	26, 117	
び警察棟)	2.0%	14.1%	24.1%	26.9%	
警察施設	56	16, 470	28	38, 003	
言分心议	14. 1%	43.4%	40.6%	39.1%	
その他の施設	333	16, 145	25	33, 114	
ての他の他設	83.9%	42.5%	35.3%	34.0%	
<b>∆</b> =1	397	37, 961	70	97, 234	
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

- (2) 公有財産に関する福岡県の規定等(省略)
- (3) 公有財産管理に関する福岡県の取組(省略)

### 第2 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

### 1. 監査の視点

行政財産(公用財産)について、次の視点により監査を実施した。

なお、「管理運営」には、大規模改修、耐震化、建替等の工事、土地及び建物の目的外使用許可及 び貸付け、土地及び建物の有効活用並びに施設の適正配置等に関することを含む。

- ・ 行政財産 (公用財産) の管理運営に関する事務が、法令及び条例等に従い、適切に行われているか。
- ・ 行政財産 (公用財産) の管理運営が経済性・効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に 行われているか。

### 2. 実施した監査手続

「1. 監査の視点」を踏まえ、以下のとおり監査を実施した。

#### (1) 行政財産(公用財産)の管理運営に関する事務の適切性

監査対象とした公用財産の管理運営に関する事務が適切に実施されているかについて、各所管部署から次の資料を入手するとともに、担当者へのヒアリングを実施した。

- 公用財産に関する条例、要綱、事務処理要領等
- ・ 公用財産の維持管理に関する資料
- ・ 公用財産の目的外使用許可及び貸付けに関する資料 など

### (2) 行政財産(公用財産)の有効性及び効率性

監査対象とした公用財産の管理及び利用の状況について、有効性及び効率性の観点から、現地調査を実施するとともに、担当者へのヒアリングを実施した。

### (3) その他

上記(1)及び(2)の手続を補完するため、過去の包括外部監査の内容を確認するとともに、必要に応じて、資料の入手及び関係者へのヒアリングを実施した。

## 3. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

## (1) 対象施設別の監査の結果及び意見の件数

対象施設別の監査の結果及び意見の件数は、次のとおりである。

なお、本報告書中、一部の施設名については、次の略称を使用している。

対象施設名	略称	結果	意見	ページ
公用財産全般に関するもの	全般	_	6件	33~ 57
個別の庁舎に関するもの				
福岡西総合庁舎に関するもの	福岡西	4件		58∼ 63
福岡東総合庁舎に関するもの	福岡東	2件		64~ 68
粕屋総合庁舎に関するもの	粕屋	4件	1件	69~ 78
糸島総合庁舎に関するもの	糸島	2件	1	79~ 84
合計		12 件	7件	

## (2) 施設別の監査の結果及び意見の内容と対象

監査の結果及び意見の内容は、次のとおりである。

	施設名	項目	ページ
1	全般	①(意見)公有財産台帳における土地の評価の見直しについて	33~37
		②(意見)庁舎における駐車場の貸付け等の検討について	38~42
		③(意見)未利用資産の有効活用について	43~44
		④ (意見) 総合庁舎の維持管理業務に係る委託方法の見直しについて	45~50
		⑤(意見)ファシリティマネジメント導入の検討について	51~55
		⑥(意見)公用財産の維持管理等に関する情報を一元的に管理運営す	56~57
		る体制の整備について	
2	福岡西	① (結果) 一般財団法人福岡県職員互助会が使用している倉庫部分等	58~59
		に対する使用許可手続の不備について	
		② (結果) 一般財団法人福岡県職員互助会に対する管理経費の未徴収	60
		について	
		③(結果)目的外使用許可に係る許可書と台帳の記載内容の不整合に	61
		ついて	
		④(結果)業務委託に係る設計積算資料、仕様書及び報告書における	62~63
	1=1501 <del>1</del>	数量差異について	24 25
3	福岡東	①(結果)業務委託に係る設計積算資料、仕様書及び報告書における	64~65
		数量差異について	
4	粕屋	②(結果)保守点検業務に係る確認書類等の不備について	$66\sim68$ $69\sim70$
4	和座	① (結果) 一般財団法人福岡県職員互助会が使用している倉庫部分等 に対する使用許可手続の不備について	69~10
		② (結果) 一般財団法人福岡県職員互助会に対する管理経費の未徴収	 71
		(紀末)	11
		③ (結果) 目的外使用許可に係る許可書と台帳の記載内容の不整合に	72
		ついて	12
		④ (結果) 保守点検業務に係る確認書類等の不備について	73~75
		⑤ (意見) 庁舎内の文書管理におけるセキュリティの確保について	76~78
5	糸島	①(結果)業務委託に係る設計積算資料、仕様書及び報告書における	79~80
		数量差異について	
		②(結果)保守点検業務に係る確認書類等の不備について	81~84

# 4. 公用財産における監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

# (1)全般的意見

項	目	① (意見) 公有財産台帳における土地の評価の見直しについて P. 33
現状及	び	公有財産を新たに公有財産台帳に記載する場合における価格の決定方法及び 5 年ごとの評価
課	題	による価格改定は、財務規則に規定されている。
		県では、土地の取得価格及びその後の地価変動率を基に、5年ごとに公有財産台帳価格の改定
		を行っているが、福岡西及び粕屋の土地において、現状の台帳価格と路線価を基に算定した時価
		との間に大きな差が生じている。適時適切な情報公開、使用料の正確な算定という意味では、十
		分に実態と整合しているとはいえない状況である。
改善	案	県は、公有財産台帳における評価額を適切な時価とすることが望まれる。
		国においては、県と同様に5年ごとの改定を行っていたが、平成22年に閣議決定された新成
		長戦略における国有財産の指針の中で、「より時価を反映したものとするよう毎年度改訂」とさ
		れている。このような国の動きを踏まえ、県としても価格改定の時期の見直しについて検討する
		ことが望まれる。
項	目	② (意見) 庁舎における駐車場の貸付け等の検討について P.38
現状及	び	県の本庁舎、吉塚合同庁舎、総合庁舎及び単独庁舎の駐車場は、県職員、来庁者ともに無料で
課	題	ある。県の財政状況が厳しい中、未利用地の売却や貸付けによる有効活用の検討だけではなく、
		今後は庁舎の敷地についても新たな歳入確保及び費用削減の可能性について検討する必要があ
		ると考える。全ての庁舎において駐車場の有料化が適するとはいえないものの、新たな歳入獲得
		の可能性があると考えられる。
改善	案	駐車場の貸付けを行い駐車場を有料化することは、県有財産の有効活用、新たな歳入の確保等
		に資するほか、有料化に伴い管理ゲート等を設置した場合には、周辺道路における路上駐車の防
		止にもつながると考える。また、警備員の人件費等の削減による委託料の削減につながる可能性
		も考えられる。
		このような効果が少なからず見込めることから、財産の有効活用について行政サービスを行う
		主体として検討することが望ましく、導入した場合に県に与える効果についても検証することが
		望まれる。
項	目	③ (意見) 未利用資産の有効活用について   P. 43
現状及	び	今回、現地調査を行った公用財産の中に、利用されていない資産(以下、「未利用資産」とい
課	題	う。) が見受けられた。行政財産として保有している以上、県は、公用又は公共の用に供し、何
		らかのサービスを提供する必要があると考える。
改善	案	未利用資産について、県は、ほかに遊休となっている資産がないか調査した上で、引き続き行
		政財産として保有することの必要性を検討し、具体的な利活用又は処分等の方針を明確にするこ
		とが望まれる。また、効率的な利用を図るために県が積極的にマネジメントしていくことが期待
		される。
項	目	④ (意見) 総合庁舎の維持管理業務に係る委託方法の見直しについて P. 45
現状及	び	県の総合庁舎に係る管理事務のうち維持管理に関する業務を委託している。管理事務の委託に
課	題	当たって、各庁舎の附帯設備保守・監視・清掃業務(以下「総合委託」という。)は県総務部財
		産活用課が契約事務を行っている。その他の各設備の保守点検等業務については、各庁舎の管理
		事務所が契約事務を行っているが、各庁舎で業者選定の方式にバラつきが生じている。
改善	案	県は、総合庁舎ごとに行っている維持管理業務を標準化し、統一的に運用することについて、
		実施可能なところからすでに着手している。今後は、県が実施している個々の対応に総合的にマ
		ネジメントする視点を取り入れていくことで、各庁舎で行っている維持管理業務委託の契約方式
		を横断的に比較し、現状の運用方法を見直し、課題を抽出し、その対応策を講じることが可能と
		- ムッ 1 - サン マー 60 A チュイロ(4) テー・テーノ - ロ(サ)イ ITSE - スーパー ロコードバー・ココマーをといった。 ロー
		なると考える。総合委託以外についても、財産活用課で、統一的な方針又は設計積算を行い、最
		なると考える。総合委託以外についても、財産活用課で、統一的な方針又は設計積算を行い、最 適な業者選定の方式を選択することが必要であるため、現在県が実施している取組を引き続き実 施していくことが望まれる。

項 目	⑤(意見)ファシリティマネジメント導入の検討について	P. 51		
現状及び	これまで、県では、全庁横断的な視点から公用財産の維持管理等に関する情報を一元	的に管理		
課題	<b>嬰                                    </b>			
	平成 25 年度において、県有施設の長寿命化についての検討に着手するなど、実施可能なと			
	ろから施策を講じているが、公用財産の総合的な管理運営という面からは、現段階で県が行っ			
	いるマネジメント手法については、まだまだ改善の余地があるといえる。			
改善案	「意見①」から「意見④」までに記載している改善案及び県が進めている県有施設の	)長寿命化		
	を、全庁横断的に実施していくために、一連の管理手法として「ファシリティマネジメ	ント(以		
	下「FM」という。)の導入」が有効であると考える。			
	個々の改善案を個々に実施していくのではなく、FMという全庁横断的な視点から公	用財産を		
	管理する方法を用いることで、より効果的かつ効率的な実施が可能となる。			
項 目	⑥ (意見)公用財産の維持管理等に関する情報を一元的に管理運営する体制の整	P. 56		
	備について	1.50		
現状及び	庁舎の維持管理については、県の財政状況と変動する環境変化を考慮し、戦略的に実	逐施してい		
課題	くことが必要である。			
	これまで全庁的な観点からの公用財産の有効活用の調整や、長期的財政負担を考慮し	た公用財		
	産全体の「資産戦略」の策定といった業務は行われていなかったため、財産管理の全庁	かな推進		
	体制は確立できていなかったといえる。			
改善案	将来の県を取り巻く環境を踏まえ、公用財産の保有総量縮小、効率的利用、長寿命の	となど FM		
	を推進し、具体的施策を実現していくため、公用財産の維持管理等に関する情報を一元	色的に管理		
	し、運営していく体制を整備・強化することが望まれる。			

# (2) 個別庁舎に関する監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

# ア. 福岡西総合庁舎

所	在	地	福岡市中央区赤坂 1-8-8	竣工年月日	S59. 1. 31	管理事務所	福岡農	林事務所
項		皿	① (結果)一般財団法人福岡県職員	員互助会が使用	している倉屋	車部分等に対す	する使	P. 58
			用許可手続の不備について					1.56
現		状	県は、一般財団法人福岡県職員互	助会福岡支会	(以下「互助:	会」という。) 1	こ対し、	福岡西総
			合庁舎の一部の使用を許可している	0				
			福岡西総合庁舎において、互助会	の事務室に隣接	して倉庫があ	らるが、この倉庫	車部分 (	43. 79 m²)
			に関して県は使用許可の手続を行っ	ていない。				
指	摘事	項	互助会が使用している倉庫部分に	関し、県は、偵	<b></b> 巨用許可手続	を行っていない	0	
			行政財産を第三者に利用させる際	には、目的外使	用許可や貸付	けけがあくまで値	列外的手	続である
			ことを踏まえ、適切な手続をとるこ	とが求められる	)。			
			このような手続の不備が発生しな	いように、県は	、庁舎の現場	について定期的	りに実態	を把握す
			ることが望まれる。					
項		目	②(結果)一般財団法人福岡県職	員互助会に対す	する管理経費	の未徴収につ	いて	P. 60
現		状	互助会が庁舎の一部を専用の倉庫	として使用して	こいるが、県に	は使用許可の手	続を行っ	っていな
			い。そのため、現在、使用を許可している事務室部分については、管理経費を負担させているが、					
			い。そのため、現住、使用を計りしく	、いる事務至前に	1110 21 014	、日生性貝で只	担させ	ているが、
			れ。そのため、現在、使用を許可して 倉庫部分に係る管理経費を負担させ		71C 7V C14	、日生性負で兵	担させ、	ているが、
指:	摘事	項		ていない。				
指	摘事	項	倉庫部分に係る管理経費を負担させ	ていない。 係る使用許可を	行っていない			·
指:	摘事	項	倉庫部分に係る管理経費を負担させ 県は、互助会に対し、倉庫部分に	ていない。 係る使用許可を 経費が負担され	行っていない			·
指項	摘事	項目	倉庫部分に係る管理経費を負担させ 県は、互助会に対し、倉庫部分に いれば負担しなければならない管理	ていない。 係る使用許可を 経費が負担され が必要である。	行っていない。 にていない。	、そのため、イ	吏用許可	
	摘事		倉庫部分に係る管理経費を負担させ 県は、互助会に対し、倉庫部分にいれば負担しなければならない管理 県は、管理経費を負担させること	ていない。 係る使用許可を 経費が負担され が必要である。 <b>許可書と台帳</b> 0	行っていない。 ていない。 <b>D記載内容の</b>	、そのため、{ <b>の不整合につい</b>	吏用許可	「を行って
項	摘 事	目	倉庫部分に係る管理経費を負担させ 県は、互助会に対し、倉庫部分にいれば負担しなければならない管理 県は、管理経費を負担させること ③ (結果)目的外使用許可に係る	ていない。 係る使用許可を 経費が負担され が必要である。 許 <b>可書と台帳</b> 0 助会に事務室と	行っていない。 けいない。 <b>D記載内容の</b> : して使用を記	、そのため、( <b>)不整合につい</b> 午可している。	東用許可	「を行って P. 61

		_			
	しかし、目的外使用許可台帳に記載されている面積が、目的外使用許可を行っている面積と昇	É			
	なっている。実際の使用状況を見ると、互助会及び労働組合の使用部分は共用スペースとなって	-			
	おり、区分することは難しいと考える。				
指摘事項	目的外使用許可を行った行政財産に関しては、目的外使用許可台帳を備えなければならないと				
	財務規則に規定されている。				
	目的外使用許可台帳には、使用を許可した使用者氏名、使用目的のほか、使用面積も含まれて	-			
	おり、実態と合致した内容を適切に記載すべきである。				
項 目	④(結果)業務委託に係る設計積算資料、仕様書及び報告書における数量差異	0			
	P. 65	2			
現 状	県は、業務を委託する場合、具体的な業務内容を決定し、予定価格設定の根拠となる設計積算	Ī			
	資料を作成している。また、委託する業務内容を具体的に示すための仕様書を作成している。				
	受託者の選定後、受託者は契約書及び仕様書に基づき業務を実施し、業務に係る報告書を作成	Ì			
	している。				
	設計積算資料、仕様書及び報告書における数量は、本来一致すべきものである。しかし、福岡				
	西総合庁舎の管理事務所である福岡農林事務所が発注している業務委託に係る設計積算資料、付	Ŀ			
	様書及び報告書の一部において、数量に差異が見受けられた。				
指摘事項	設計積算資料は、予定価格設定の根拠となるものであり、仕様書は、業務の具体的内容を構成	Ķ			
	するとともに、受託者が業務に係る経費を積算する際の根拠となるものである。				
	実際の数量と異なる数量が設計積算資料に記載されている場合、誤った予定価格を設定する同	Ţ			
	能性がある。				
	県は、自ら数量を確認の上、正確な数量を把握する必要がある。				

# イ. 福岡東総合庁舎

所	在	地	福岡市博多区博多駅東 1-17-1	竣工年月日	S58. 7. 30	管理事務所	博多県税事務所
項		目	①(結果)業務委託に係る設計税	責算資料、仕様	書及び報告	書における数量	量 <b>差異</b> P. 64
			について				1.01
現		状	県は、業務を委託する場合、具体	本的な業務内容	を決定し、予	定価格設定の村	艮拠となる設計積算
			資料を作成している。また、委託	する業務内容を	具体的に示っ	<b>上ための仕様書</b>	を作成している。
			受託者の選定後、受託者は契約	書及び仕様書に	基づき業務を	:実施し、業務に	こ係る報告書を作成
			している。				
			設計積算資料、仕様書及び報告	書における数量	は、本来一致	なすべきもので	ある。しかし、福岡
			東総合庁舎の管理事務所である博	多県税事務所が	発注している	る業務委託に係	る設計積算資料、仕
			様書及び報告書の一部において、	数量に差異が見	<b>!受けられた。</b>		
指:	摘 事	項	設計積算資料は、予定価格設定の	の根拠となるも	のであり、仕	:様書は、業務の	の具体的内容を構成
			するとともに受託者が業務に係る	経費を積算する	際の根拠とな	なるものである	0
			実際の数量と異なる数量が設計	積算資料に記載	されている場	場合、誤った予算	定価格を設定する可
			能性がある。				
			県は自ら数量を確認の上、正確に	な数量を把握す	る必要がある	5.	
項		目	② (結果) 保守点検業務に係る研	催認書類等の不	帰について		P. 66
現		状	福岡東総合庁舎の各種設備の保守	守点検業務は、	福岡東総合庁	舎の管理事務所	所である博多県税事
			務所が事務を行っている。				
			委託事業者は、業務実施後に報告	告書及び請求書	を管理事務所	に提出し、管理	<b>里事務所は受理した</b>
			報告書を確認した上で請求書に基づ	づき委託料を支	払っているか	、、保守点検業剤	<b>務に係る確認書類等</b>
			について不備が見受けられるものな	があった。			
指力	商 事	項	保守点検業務に係る確認書類等に	は、委託事業者	への委託料支	<b>又払いの根拠と</b>	なる資料であるた
			め、履行確認の証跡を残すとともに	こ、適切に整備	、保管する必	必要がある。	

# ウ. 粕屋総合庁舎

所	在	生地	福岡市東区箱崎 1-18-1 <b>竣工年月日</b> S63. 3. 19 <b>管理事務所</b> 福岡県土整備事務所						
項		目	① (結果) 一般財団法人福岡県職員互助会が使用している倉庫部分等に対する使	_					
		-	用許可手続の不備について	69					
現		状	県は、一般財団法人福岡県職員互助会北筑前支会(以下「互助会」という。)に対し、粕屋	総					
			合庁舎の一部の使用を許可している。						
			粕屋総合庁舎において、互助会の事務室に隣接して倉庫があるが、この倉庫部分(9.427 ㎡)						
			に関して県は使用許可の手続を行っていない。						
			また、地下の駐車スペースが1台分互助会用となっているが、この部分に関しても使用許可	の					
			手続を行っていない。						
指:	摘事	項	互助会が使用している倉庫部分及び駐車スペースに関し、県は、使用許可を行っていない。						
			行政財産を第三者に利用させる際には、目的外使用許可や貸付けがあくまで例外的手続であ	る					
			ことを踏まえ、適切な手続をとることが求められる。						
			このような手続の不備が発生しないように、庁舎の現状について定期的に実態を把握するこ	لح					
			が望まれる。						
項		目	② (結果) 一般財団法人福岡県職員互助会に対する管理経費の未徴収について P.7	71					
現		状	互助会が庁舎の一部を専用の倉庫として使用しているが、県は使用許可の手続を行っていな	`					
			い。そのため、現在、使用を許可している事務室部分については、管理経費を負担させているが	3,					
			倉庫部分に係る管理経費を負担させていない。						
指:	摘事	項	県は、互助会に対し、倉庫部分に係る使用許可を行っていない。そのため、使用許可を行って	て					
			いれば負担しなければならない管理経費が負担されていない。						
			県は、管理経費を負担させることが必要である。						
項		目	③ (結果)目的外使用許可に係る許可書と台帳の記載内容の不整合について P.7	72					
現		状	県は、粕屋総合庁舎の一部を互助会に事務室として使用を許可している。						
			当該事務室部分は、福岡県職員労働組合北筑前支部(以下「労働組合」という。)にも事務署	室					
			として使用を許可している。						
			しかし、目的外使用許可台帳に記載されている面積が、目的外使用許可を行っている面積と	異					
			なっている。						
			実際の使用状況を見ると、互助会及び労働組合の使用部分は共用スペースとなっており、区外	分					
			することは難しいと考える。						
指:	摘事	項	目的外使用許可を行った行政財産に関しては、目的外使用許可台帳を備えなければならない	と					
			財務規則に規定されている。						
			目的外使用許可台帳には、使用を許可した使用者氏名、使用目的のほか、使用面積について	£					
			含まれており、実態と合致した内容を適切に記載すべきである。						
項		目	④ (結果)保守点検業務に係る確認書類等の不備について P. 7						
現		状	粕屋総合庁舎の各種設備の保守点検業務は、粕屋総合庁舎の管理事務所である福岡県土整備	事					
			務所が事務を行っている。	J					
			委託事業者は、業務実施後に報告書及び請求書を管理事務所に提出し、管理事務所は受理し 報告書を確認した上で請求書に基づき委託料を支払っているが、保守点検業務に係る確認書類						
			報音者を確認した上で請求者に基づさ安託科を又払っているか、休寸息快業務に係る確認者類に について不備が見受けられるものがあった。	寺					
+ヒ・	摘事	西	保守点検業務に係る確認書類等は、委託事業者への委託料支払いの根拠となる資料であるた						
1日 1	间事	垬	株寸点快業務に係る催認者類等は、安託事業有べの安託科文払いの依拠となる質科であるだめ、履行確認の証跡を残すとともに、適切に整備、保管する必要がある。	-					
項		目	⑤ (意見) 庁舎内の文書管理におけるセキュリティの確保について P.7	76					
	 状 及		制屋総合庁舎の一部の書庫は常時開錠されている。	10					
課	八汉	題	和屋総合庁舎には、県職員以外の者が自由に立ち入ることが可能であり、当該書庫を執務室。	カゝ					
卟		A25	ら視認することはできないため、職員以外の者が立ち入った場合、その事実を確認することが						
			きない可能性がある。	,					
			C.94 .1801TN.03.90						

			書庫には、福岡県土整備事務所及び東福岡県税事務所の文書が保管されており、機密文書の取
			扱や個人情報保護の観点から見てリスクがある。
改	善	案	県は、個人情報を適切に管理することが必要である。
			また、書庫において、必要に応じ、プッシュ式暗証番号鍵(機械式ボタン鍵)等を導入し、利
			便性と安全性を両立することを検討することが望まれる。

# 工. 糸島総合庁舎

所	在	地	糸島市浦志 2-3-1	竣工年月日	S59. 1. 31	管理等	事務 所	糸島保健福	祉事務所
項		目	① (結果)業務委託に係	系る設計積算	資料、仕様書及	な報告書	における	数量差異に	P. 79
			ついて						r. 19
現		状	県は、業務を委託する	場合、具体的	な業務内容を決	定し、予	定価格設定	の根拠となる	5設計積算
			資料を作成している。ま	資料を作成している。また、委託する業務内容を具体的に示すための仕様書を作成している。					
			受託者の選定後、受託	者は契約書及	び仕様書に基っ	うき 業務を	実施し、業	務に係る報告	音書を作成
			している。						
			設計積算資料、仕様書	及び報告書に	おける数量は、	本来一致	すべきもの	)である。した	いし、糸島
			総合庁舎の管理事務所で	ある糸島保健	は福祉事務所が発	後注してい	る業務委託	Eに係る設計	漬算資料、
			仕様書及び報告書におい	て、数量に差	<b>E異が見受けられ</b>	<b>こるものが</b>	あった。		
指:	摘 事	項	設計積算資料は、予定	価格設定の根	拠となるもので	であり、仕	様書は、業	務の具体的内	羽容を構成
			するとともに受託者が業	務に係る経費	<b>骨を積算する際の</b>	D根拠とな	るものであ	<b>う</b> る。	
			実際の数量は、委託業	<b>察を実際に行</b>	った上で作成さ	れている	報告書の数	量が正しいと	さ考えられ
			る。						
			実際の数量と異なる数	量が設計積算	<b>資料に記載され</b>	1ている場	合、誤った	予定価格を討	足定する可
			能性がある。						
			県は、自ら数量を確認	の上、正確な	は数量を把握する	る必要があ	る。		
項		目	②(結果)保守点検業	答に係る確認	書類等の不備	について			P. 81
現		状	糸島総合庁舎の各種設	備の保守点検	業務は、糸島総	合庁舎の	管理事務所	である糸島伊	民健福祉事
			務所が事務を行っている	0					
			委託事業者は、業務実	施後に報告書	及び請求書を管	理事務所	に提出し、	管理事務所に	は受理した
			報告書を確認した上で請	求書に基づき	委託料を支払っ	っているが	、保守点検	業務に係る確	望認書類等
			について不備が見受けら	れた。					
指:	滴 事	項	保守点検業務に係る確	認書類等は、	委託事業者への	つ委託料支	払いの根拠	ルとなる資料 <sup>*</sup>	であるた
			め、履行確認の証跡を残	すとともに、	適切に整備、例	保管する必	要がある。		

## Ⅲ 福岡県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

## 第1 監査対象の概要

- 1. 地方公営企業制度の概要(省略)
- 2. 地方公営企業の全国的な状況(省略)
- 3. 地方公営企業会計制度の概要(省略)
- 4. 福岡県における地方公営企業の概要

## (1)組織

県企業局では、地方公営企業法及び福岡県公営企業の設置等に関する条例に基づいて、福岡県電 気事業、福岡県工業用水道事業及び福岡県工業用地造成事業の3事業を行っている。

この3事業を行うため、管理課(4係)並びに矢部川発電事務所(電気事業)及び苅田事務所(工業用水道及び工業用地造成事業)の2事業所を置き業務を遂行している。

- (2) 所属別人員の状況(省略)
- (3) 規程の整備状況(省略)
- (4) 地方公営企業会計制度の改正に対する福岡県の対応状況(省略)

### 5. 福岡県企業局が経営している各事業の概要

### (1) 電気事業

事業の概要	昭和27年に県営日向神ダムの築造を中心として策定された矢部川総合開発事業の一環として「大渕発電所」及び「木屋発電所」が計画され、昭和37年8月に地方公営企業法を適用したのが始まりである。 平成4年に那珂川総合開発事業の一環として那珂川上流に建設された南畑ダムの従属発電所として「ちくし発電所」を完成・運用開始させており、現在、3つの水力発電所において発電を行い、九州電力株式会社を通じて県内に電力を供給している。
施設の概要	・大渕・木屋発電所・ちくし発電所
財務の状況	電気事業の総資産額は40億円前後であり、その半分の20億円前後を現金預金が占めている。 また、総資産額の3~4割程度は水力発電設備が占めている。 電気事業は安定的に利益を計上し続けている事業である。

### (2) 工業用水道事業

	苅田、大牟田、鞍手・宮田の3地区で事業を行っている。
	苅田地区には、西瀬戸内振興に伴う苅田臨海工業地帯への大規模な企業進出に対処するため
	に計画された西瀬戸内臨海工業用水道(苅田一期工水)、産炭地域の振興対策事業の一環とし
	て苅田町小波瀬臨海工業地帯への給水を主な目的として計画された苅田地区産炭地域小水系
古米の畑田	工業用水道(苅田二期工水)がある。両水道は、平成25年度から苅田工業用水道事業として
事業の概要	統合されている。
	大牟田地区には新産業都市の指定を受けた大牟田市に立地している企業、及び進出する企業
	へ工業用水を供給する目的で計画された大牟田工業用水道がある。
	鞍手・宮田地区には、産炭地域振興臨時措置法の失効に伴い、地域振興整備公団(現 独立行
	政法人中小企業基盤整備機構)から施設の譲渡を受けた鞍手・宮田工業用水道がある。
	・苅田工業用水道
施設の概要	・大牟田工業用水道
	・鞍手・宮田工業用水道
143をかけら	責任水量制を導入しているため、給水収益は15億円前後で安定しており、毎年3億円の経
財務の状況 	常利益を計上している。

#### (3) 工業用地造成事業

	昭和39年に小波瀬臨海工業用地造成事業を土木部(現 県土整備部)で着工し、同40年に
	小波瀬地区工業用地造成事業を県企業局に移管して地方公営企業法を適用したことが始まり
	である。
事業の概要	小波瀬地区、白石地区、2号地地区(いずれも京都郡苅田町)、豊前東部地区(豊前市)、磯
	光地区(宮若市)及び前原 IC 南地区(糸島市)の6事業を実施してきた。平成24年度末時点
	では、小波瀬地区、白石地区、2号地地区及び豊前東部地区の4事業は売却が完了しており、
	現在は磯光地区及び前原 IC 南地区で分譲を行っている。
施設の概要	・磯光地区工業用地
(分譲中)	・前原 IC 南地区工業用地
財務の状況	工業用地造成事業は、造成用地売却の案件次第で経営成績に大幅な変動がある。
知がソルル	平成20年度から継続して当年度純損失を計上している。

### 第2 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

### 1. 監査の視点

## (1) 企業局の事務の適切性

企業局に関する事務が適切に実施されているかについて、次の視点から監査を実施した。

- ・会計処理は法令等で定められた地方公営企業会計制度に準拠して、適切に行われているか。
- ・支出契約に関する手続は法令等の定めるところに沿って行われているか。
- ・随意契約等を行う際は、法令等で求められた要件を満たしているか。
- ・固定資産等の財産の管理を適切に行っているか。

#### (2) 企業局の運営の目的及び規模の適合性

企業局の運営の目的及び規模が県民のニーズや県の担うべき役割に適合しているかについて、次の視点から 監査を実施した。

- ・各事業内容は、県の政策・施策に合致しているか。
- ・各事業の必要性は外部環境の変化に対応し、適切に検討されているか。
- ・各事業について、将来の事業の見通し及び計画策定は適切に行われているか。

### (3)企業局の運営の有効性

企業局の各事業が有効に運営されているかについて、次の視点から監査を実施した。

- ・各事業の目標、指標は明確に設定されているか。
- ・各事業の効果測定は実施されているか。(特に工業用地造成事業)
- ・各事業の実績と目標を比較検証し、比較結果を踏まえて改善等はなされているか。
- ・各事業の状況について、情報公開が適切に実施されているか。

## (4)企業局の運営の効率性

企業局の運営が効率的に実施されているかについて、次の視点から監査を実施した。

- ・人件費、建設改良費、維持管理費等について効率的な経費管理が行われているか。
- ・資金運用は確実かつ有利な方法で行われているか。
- ・工業用水道事業及び電気事業の料金は適切に設定されているか。
- ・工業地造成事業の用地販売価額は適切に設定されているか。

## 2. 実施した監査手続

「1. 監査の視点」を踏まえ、以下のとおり監査を実施した。

#### (1) 監査の実施に当たっての準備

企業局の各事業に関する次の資料を入手し、団体の概況を把握した。

- ・平成20年度から平成24年度までの財務諸表
- ・平成24年度末時点の組織図及び部署・職種別職員数がわかる資料 など

### (2)企業局に関する事務の適切性

監査対象とした企業局の事務が適切に実施されているかについて、企業局から次の資料を入手するとともに、 担当者へのヒアリングを実施した。

- ・企業局の事務に関する条例、要綱等
- ・契約事務に関する資料 など

### (3) 企業局の運営の目的及び規模の適合性

監査対象とした企業局の運営の目的及び規模が県民のニーズや県の担うべき役割に適合しているかについて、 企業局から次の資料を入手するとともに、担当者へのヒアリングを実施した。

- 企業局の概要
- ・苅田事務所、矢部川発電事務所の業務内容に関する資料 など

### (4) 企業局の運営の有効性

監査対象とした企業局の運営が有効に行われているかについて、企業局から次の資料を入手するとともに、 担当者へのヒアリングを実施した。

・企業局の目標設定、効果測定、効果の検証に関する資料 など

#### (5) 企業局の運営の効率性

監査対象とした企業局の運営が効率的に行われているかについて、企業局から次の資料を入手するとともに、 担当者へのヒアリングを実施した。

- ・各事業の資金需要の見通し
- ・預金口座の利率に関する資料 など

#### (6) その他

上記(1)から(5)までの手続を補完するため、次の手続を実施した。

- ・過去の包括外部監査の内容を確認した。
- ・会計検査院の報告事項のうち関連するものについて内容を確認した。
- ・その他必要に応じて、資料の入手、関係者へのヒアリング、現地調査を実施した。

### 3. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

### (1) 監査の結果及び意見の件数

監査の結果及び意見の件数は、次のとおりである。

事業名	結果	意見	ページ
全般的意見	_	1 件	115~120
電気事業	1件	2件	121~129
工業用水道事業	_	2件	130~140
工業用地造成事業	1件	1件	141~146
合計	2件	6件	

### (2) 事業別の監査の結果及び意見の内容

事業別の監査の結果及び意見の内容は、次のとおりである。

	事業名	項目	ページ
1	全般的意見	①(意見)経営計画策定の検討について	115~120
2	電気事業	① (結果) 工事に係る下請施工体系図に対する内容の未確認について	121~124
		②(意見)有形固定資産の現物確認について	125
		③(意見)随意契約の内容の明確化について	126~129
3	工業用水道	①(意見)随意契約の内容の明確化について	130~133
	事業	②(意見)工業用水道料金の見直しの検討について	134~140
4	工業用地	① (結果) 工業用地の貸付決定文書における記載内容の不備について	141~142
	造成事業	②(意見)今後の経営状況見込みを踏まえた対応策について	143~146

# 4. 各事業における監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

# (1)全般的意見

項 目	① (意見) 経営計画策定の検討について	P. 115
現状及び	独立採算制を基本原則としている公営企業においては、公営企業自体の収益面における	5採算
課題	性・効率性が求められるとともに、その事業について公共性が求められているといえる。	
	総務省によれば、経営健全化の基本方針及び収支見込み等を記載した「経営計画」の策策	官を行
	うことが望ましいとの通知が出されている。	
	しかし、県企業局では、経営計画が策定されてこなかった。	
	県企業局によると、経営計画を策定しなかった理由は、平成 18 年度から工業用地造成事	事業に
	かかる磯光地区及び前原 IC 南地区の造成工事に着手したため、将来の収支計画が大きく3	変わる
	ことになり、造成が完了し、費用が確定するまで、経営計画を策定出来ないと判断したこと	等に
	よるとのことである。	
改善案	県企業局が運営する電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業について長期的な初	見点で
	効率的な経営を行うことが求められることから、経営計画を策定することが望まれる。	

# (2)電気事業

項 目	①(結果)工事に係る下請施工体系図に対する内容の未確認について	P. 121				
現 状	電気事業で実施された工事に係る契約書、仕様書及び完成検査調書等を閲覧したとこ	ろ、下請				
	施工体系図に記載されていない下請業者が存在する可能性のある事例が2件発見された	÷ -0				
指摘事項	請負業者は、下請け契約を締結したときは、下請施工体系図を作成し県企業局に提出	しなけれ				
	ばならない。しかし、下請施工体系図が現状と異なる可能性がある事例等が発見され、	契約にお				
	ける仕様書に違反している。また、県企業局は、入札・契約適正化促進法第14条に定め	られた工				
	事現場の施工体制の管理に関する責務に違反しており、建設業法第22条及び入札・契約適宜					
	進法第12条に定められた一括下請負の禁止に違反している可能性もあると考える。					
	県企業局は、同様の事例が発生しないよう、施工体制の把握を徹底する必要がある。					
項 目	②(意見)有形固定資産の現物確認について	P. 125				
現状及び	県企業局では有形固定資産について現物と固定資産台帳の照合による現物調査を実	施してお				
課 題	らず、現物調査が不十分であると考えられる。					
改善案	県企業局は固定資産の現状を適切に把握するために、今後は固定資産台帳と現物の照	合による				
	現物調査を実施することが望ましい。					
	特に、動産は持ち運びが可能であるため紛失等のリスクがある。現物調査を行っていた	ないため、				
	実際に当該資産を使用する際に現物が確認できない場合には業務遂行上支障を来たす	ことにな				
	る。このため、動産には固定資産台帳に記載の資産番号を表示したシールを貼付し、現	物と固定				
	資産台帳の紐付け照合を的確に行うことが望ましい。					
項 目	③(意見)随意契約の内容の明確化について	P. 126				
現状及び	電気事業における契約業務のうち、金額が少額であることを理由として地方自治法	施行令第				
課題	167条の2第1項1号に基づき、随意契約により契約している事例が発見された。					
	県企業局が経営する電気事業の財務規定については、地方自治法の特例として地方公	7.7				
	が適用される。随意契約によることができる場合は地方公営企業法施行令に規定がある 	ため、地				
	方自治法施行令は適用できず、随意契約理由に示された根拠規定が誤っている。					
	また、県企業局は、少額随意契約の前提として契約の種類は「工事」に該当するとして					
	業務の内容をみると「工事」の定義に該当するとは明確には言い難い。その結果、少額	であるこ				
_, _,	とを理由に随意契約を行うことはできないこととなる。					
改善案 	随意契約による根拠は正確に起工伺い等で示す必要がある。	tr 10 m 1				
	また、少額随意契約を行う場合は契約の種類により、随意契約を行うことができる金	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				
	る。このため、県企業局は、少額随意契約の前提となる契約の種類について、具体的な	円谷を検				
	討し、内部規程を設けること等により明確に定めることが望ましい。					

# (3)工業用水道事業

項目	① (意見) 随意契約の内容の明確化について P.130						
現状及び	工業用水道事業における契約業務のうち、金額が少額であることを理由として地方自治法施行						
課題	令第167条の2第1項1号に基づき、随意契約により契約している事例が2件発見された。						
	県企業局が経営する工業用水道事業の財務規定については、地方自治法の特例として地方公営						
	企業法が適用される。随意契約によることができる場合は、地方公営企業法施行令に規定がある						
	ため、地方自治法施行令は適用できず、随意契約理由に示された根拠規定が誤っている。						
	また、県企業局は、2件の事例ともに少額随意契約の前提として契約の種類は「工事」に該当						
	するとしているが、業務の内容を見ると、「工事」に該当するとは明確には言い難い。その結果、						
	少額であることを理由に随意契約を行うことはできないこととなる。						
改善案	随意契約による根拠は正確に起工伺い等で示す必要がある。						
	また、少額随意契約を行う場合は契約の種類により、随意契約を行うことができる金額が異な						
	る。このため、県企業局は、少額随意契約の前提と成る契約の種類について、具体的な内容を検						
	討し、内部規程を設けること等により明確に定めることが望ましい。						
項 目	② (意見) 工業用水道料金の見直しの検討について P. 134						
現状及び	料金単価については、全ての工業用水道において、長期間料金改定がなされていない状況にあ						
課題	■ ると考えられる。また、現在の料金単価は設定当時の総括原価を基準とした料金となっているた						
	め、最新の修繕計画などに基づき、適正な料金単価であるか検証も必要である。						
	さらに、責任水量制を採用しており、ユーザー企業にとっては、使用水量が契約水量を下回る						
	場合であっても契約水量分の料金を支払うことになる。平成24年度の実績では使用水量が契約						
	水量を50%以上、下回っている水道もある。						
	その結果、過去5年間の経営状況は、各地区の水道で毎年度利益が計上されており、経営が安						
	定しているものの、「料金単価」及び「責任水量制」の検証が必要であると考えられる。						
改善案	工業用水道は、安定的供給のために適正な利潤を確保しつつも可能な限り低廉な価格で提供さ						
	れることが重要であると考えられる。						
	県企業局は、5年に一度等定期的に料金単価の見直しを実施することが望ましい。						
	また、使用水量が契約水量を大きく下回っていることに鑑み、責任水量制における契約水量の						
	見直しを含む使用水量に応じた料金制度への移行について検討することが望ましい。						

# (4)工業用地造成事業

項	目	①(結果)工業用地の貸付決定文書における記載内容の不備について	P. 141				
現	状	県企業局の実施する工業用地造成事業では、前原 IC 南地区の一部を研究用施設の用	地として				
		財団法人福岡県産業・科学技術振興財団(以下「アイスト」という。)に対して貸付け	を行って				
		いる。					
		貸付制度取扱要領で用地貸付対象者の要件が規定されているが、アイストが当該要件	を満たす				
		ことが文書上確認できなかった。					
指摘马	事項	県企業局は、本契約を締結するに当たって、貸付制度取扱要領を定めているが、貸付	対象者で				
		あるアイストについて貸付制度取扱要領に規定される要件を満たすことが文書上確認できず、福					
		岡県文書管理規程を遵守しているとはいえない。このことは県企業局は貸付制度取扱要領を遵守					
	して貸付対象者を決定しているとはいえず、その結果アイストは貸付対象者として相応しくた						
		と評価されかねない。					
		貸付対象者を決定する場合は、貸付制度取扱要領に規定される要件ついて具体的な	倹討を行				
		い、その検討結果を根拠とともに明文化すべきである。					
項	目	②(意見)今後の経営状況見込みを踏まえた対応策について	P. 143				
現状》	及び	工業用地造成事業の経営は、平成21年度以降収益が大きく落ち込み連続して純損失	を計上し				

課		題	ている等厳しい状況にある。特に磯光地区工業用地は、社会経済情勢の変化等の影響を大きく受
			け、造成後5年が経過しているが現在のところ売却が進んでいない状況にある。
			今後、全ての用地を売却計画どおりに分譲することができれば利益剰余金はプラスとなる見込
			みである。しかし、地価の下落等の影響により損失が発生する可能性、又は社会経済情勢の先行
			きは不透明であることから長期間分譲できない可能性がある。
改	善	案	引続き積極的な販売努力を継続し早期に分譲することが望ましい。
改	善	案	引続き積極的な販売努力を継続し早期に分譲することが望ましい。 今後、工業用地造成事業の実施を検討する場合は、より適切かつ慎重な判断が必要となる。
改	善善	案	
改	善善	案	今後、工業用地造成事業の実施を検討する場合は、より適切かつ慎重な判断が必要となる。

以上